

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について
同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴
聞を次により行う。

令和 8年 4月 16日

岡 山 県 公 安 委 員 会



記

- 1 聴聞の期日 令和8年5月19日 午前10時00分開始（聴聞の日）
- 2 聴聞の場所 岡山市北区御津中山444-3
岡山県運転免許センター内
岡山県警察本部交通部運転管理課 聴聞室